

補助対象経費 注意事項

受験料等…試験等を受けるために必要な受験料や検定料など。
受講料等…講座等を受けるために必要な受講料や授業料など。

※試験等を受けるために書店やインターネットで書籍を購入した費用については補助対象経費外となりますので、ご注意ください。

共通事項

- (1) 令和6年4月1日以降に受けた試験等が対象となります。講座については、令和6年4月1日以降に受けた試験の合格等を目的とした受講であれば、令和5年4月1日以降に要した経費の額に相当する額が対象経費となります。
- (2) この補助金においては、道路交通法に規定する普通自動車免許、大型自動二輪車免許、普通自動二輪車免許及び原動機付自転車免許の取得に要した経費は対象外です。
- (3) 国や県及び本市以外の市区町村の補助金等の交付を受けている受験料や受講料は、本申請の対象経費とすることはできません。(例：教育訓練給付制度[厚生労働省所管])
- (4) 会社等から手当等の支給がある場合には、その金額を差し引いた額が補助対象経費となります。
- (5) 申請は、令和6年4月1日から随時受付となります。予算がなくなり次第終了となりますのでご注意ください。

受験料等

- (6) 試験等を受けるために必要な試験料や検定料で、会場までの交通費や宿泊費、手数料や郵送料は対象外です。
- (7) 資格取得のために試験を受けた場合には、試験の結果がわかる通知の写しも提出していただきます。資格を取得するために試験が必須であるものについては、必要となります。試験結果の合否は問いません。

受講料等

(8) 令和6年4月1日以降に受けた試験等の合格を目的とした受験料が対象経費となります。受講料等については、令和5年4月1日以降に要した経費が対象となります。令和5年3月31日以前から受講していた講座等については、令和5年4月1日以降に要した経費に相当する額が補助対象経費となります。詳しくは、HPの「補助対象経費」の欄をご確認ください。

(9) 講座等を受けるために必要な受講料や授業料が対象であり、会場までの交通費や宿泊費、手数料や郵送料は対象外です。

(10) 受講料等のみで申請をする場合には、受講した講座等を完了したことにより、資格や認定を取得できることが条件です。受講のみを行い資格試験等を受験しなかった場合は、本補助金の申請はできません。

(11) 書籍については、購入のみで補助対象経費とすることができません。しかし、試験等を受けるための資格取得コースなどに含まれる書籍等については対象経費となる場合がありますので、ご相談ください。

(12) 受講と受験をした場合、受講料等のみで補助上限額に達する場合でも、受験をした証明が必要となります。受験料等の対象経費も申請書に記載し、それに関する書類も必要となります。

その他

(13) 国や県及び本市以外の市区町村から補助金等の交付を受けている経費については、対象外です。

※この補助金は、申請と同時に実績の報告が必要となりますのでご注意ください。

※申請後に、内容確認のため商工課より連絡をさせていただく場合がありますのでご了承ください。

問い合わせ先

お困りの点・ご不明点等ありましたら、以下までご相談ください。

島田市役所 産業経済部 商工課

〒427-8501 島田市中心町1-1 (本庁舎2階)

TEL : 0547-36-7146 FAX : 0547-37-8200 (平日8:30~17:15)